

第28回 その募集、

旅行業では?.

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

当協会では、旅行業登録に係る申請書類や旅行業登録申請書の記入方を説明するマニュアルを販売していますが、その折、旅行者の募集について、「組織内募集」なら旅行業登録は要らないのではないかと、という質問を受けることがあります。

旅行業とはなにかを確認してみる。

そもそも「旅行業」とはなにか。旅行業法第2条(定義)第1項で「旅行業」とは、①報酬を得て、②次に掲げる行為を、③行う事業をいう、と定義付け、以下各号どのような行為が旅行業になるのかを規定しています。また、第3項で「旅行業務」とは、旅行者による②の行為(募集型企画旅行の受託販売を含む)または旅行業者代理業者による②の代理行為(相談を除く)と定義付けています。つまり、①から③の3つの要素が全て揃えば旅行業になるという訳です。

この質問者は、百貨店等によくある「友の会」の事務局で働く方で、友の会会員特典として会報誌のお届け、割引価格で商品が購入できる優待券の提供、ホテル・旅館優待利用券の配布などを行っているが、さらに、店舗で販売している衣料・食料品のルーツを訊ね

るツアーを企画し、実施しようとして問い合わせをしてきました。

さらに、質問者は、旅行の募集を偶然に行うわけではなく、年間数回の旅行募集を考えており、旅行代金も包括料金として収受する。運送機関の利用や宿泊を含むものであり、この手配を旅行業者、あるいは、直接に宿泊施設などに対して依頼することを考えています。

ここまで聞けば、報酬、手配行為、事業の3要素の全てが揃っており、旅行業の登録が必要であると結論付けられそうです。なお、「報酬」に関しては、「友の会」が旅行業者等へ支払う実費しか会員から収受せず、かつ、旅行業者等から当該企画旅行の手配に対する手数料も収受していないとしても、旅行代金を包括料金として収受する以上は、報酬を得ているものとみなされます(通達「旅行業法施行要領」第一、1、1、(2))。すると、質問者はさらに、「われわれは、店舗の重要顧客を組織化したもので、会則も作り事務局も置き、定期的に会報も出している」と、あくまで「組織内の募集」であることを強調してきます。

オーガナイザーによる募集について

団体旅行の際に、いわゆるオーガナイザーが契約責任者として契約の当事者になる場合がありますが、このオーガナイザーが団体の構成員に対して参加の取りまとめをし、代金を預かることがあります。こうした行為は旅行の「募集」を行っていると同様に、オーガナイザー自身が無登録営業を行っていると同様にされる恐れがあります。募集をして差し支えないとされて

いるのは、同一職場内で幹事が募集する場合や、修学旅行に代表されるような学校等により生徒を対象として募集する場合のように「オーガナイザーが当該団体の構成員」であって「相互に日常的な接触のある団体内部」に限られるとされています(同第一、2、3、(3))。

この「相互に日常的な接触のある団体内部」が、いつしか相互に日常的に接触の無い団体にまで拡大解釈された結果が、先の「組織内の募集であればOK」という誤解を生んだものと思われます。

この「友の会」事務局が、その会員を対象に旅行の募集をすることは、到底、「相互に日常的な接触のある団体内部」における募集とはいえず、無登録営業の可能性が高いので、その事務局から受注型企画旅行契約などで手配を引き受ける旅行業者は、無登録営業に関与したとされる危険性があります。

やはり、募集型企画旅行として、旅行業者が会員から旅行の申し込みを受けることが必要となります。旅行パンフレット(旅行広告・取引条件説明書面)には、「旅行企画・実施」として旅行業者の名称を記載するとともに、「企画協力」と併記して「友の会」事務局の名称を明記し、旅行日程への企画協力の他、会員へのパンフレットの配送や旅行以外の問い合わせに必ず等、事実として「企画協力」を行うことにより、「友の会」事務局の会員に対するアピールも可能となります。なお、この場合の「友の会」の文字は、旅行業者のそれと同等以下の大きさの活字とする必要があることと注意してください(通達「企画旅行に関する広告の表示基準等について」1、(1)、(2)、ウ)。(杉原)